

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

令和元年六月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 講習会の日時及び場所

1 日時 令和元年九月二日（月）及び同月三日（火）

午前九時から午後五時十五分まで

2 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県庁分庁舎五階 第五一会議室

二 講習科目及び時間数

1 家畜の取引に関する法令 四時間

2 家畜の品種及び特徴 四時間

3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

三 講習の免除

家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）第四条に規定する特別な資格を有する者であつて、講習の一部について免除を受けようとするものは、講習時間の特例措置適用申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添付して奈良県農林部畜産課に提出してください。

四 受講手数料

三千三百円（奈良県収入証紙を令和元年度家畜商講習会受講申込書（以下「受講申込書」といいます。）に貼り付けて納付してください。）

五 受講申込み及び受付期間

1 講習会を受講しようとする者は、受講申込書に必要な事項を記入し、写真（申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの）を貼り付けて奈良県農林部畜産課まで提出してください。

2 受付期間は、令和元年七月一日（月）から同年八月九日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除きます。）とします。

なお、受講申込書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和元年八月九日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

六 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付します。

七 その他

- 1 受講申込書受理後は、受講手数料は返還しません。
- 2 講習会の受講者は、当日、筆記用具及び印鑑を持参してください。
- 3 講習会で使用するテキストは、当日、会場において購入いただく予定です。
- 4 詳細についての問合せは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県農林部畜産課（電話
〇七四二―二七―七四四八）において受け付けます。